

平成 23 年 6 月議会八尾春雄一般質問

八尾の質問

10番、八尾春雄です。最初に、東日本大震災で被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

また、国のほうでは、せんだって菅首相に対する不信任案の提案をされております。この大変な時期に何ということかというふうなことで話題になりましたが、不信任案が可決されたらどのような展望を持っているのかということをおが党の志位委員長から谷垣自民党総裁にお尋ねをいたしますと、特に考え方は持っていないという、そのような答弁でございましたので、そうなれば、菅首相を信任することはできないけれども、自民党、公明党の方々が提案された不信任案には乗るわけにいかないということでおが党は棄権をしたということでございます。

この国難については、この後、議会でもいろいろ意見書も議論をしたいと思っておりますので、共産党も頑張っていきたいと思っております。

まず、1番目でございます。地区計画導入に関する進捗状況と今後の方針についてでございます。

本年4月1日より馬見南3丁目地区計画が実施されています。

1、申請物件が建築してはならない建物に該当するかどうかの吟味など、順調に運用できているのでしょうか。条例以外の事柄は規則で定めるとの議会答弁は実行できていますか。規則を明示してください。

2、坂口議員発行の広陵フォーラムで、この制度について誤った報道がなされております。同議員に対して訂正記事の掲載を求めたのかどうか、回答してください。

3、申請済み4自治会、これは馬見北5丁目、馬見南2丁目、同4丁目、みささぎ台自治会の4自治会でございますが、この協議や今後の日程を明確にお示しを願います。

4、この課題に関し、町長は体制強化を明言したのに実行されておられません。今般、危機管理アドバイザーなる職員を配置されましたが、増員の順序を間違えておられるのではないかと。まず、自治会との約束を守ることが大事ではないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

大きな2つ目でございます。町が補助金や報酬を出している団体の選挙運動は中止を指導せよというものでございます。

本年4月10日執行の県会議員選挙で、町が補助金や報酬を出している各種団体が特定候補の推薦決定を行い、選挙運動を行いました。明細を示しておりますが、少し読み上げます。これは、平成23年度の予算書から勘定科目をそのとおりに拾ったものでござい

す。

消防団報酬1,090万円、シルバー人材センター補助金1,000万円、区長自治会長会報償費687万円、農業委員報酬409万円、体育協会補助金405万円、老人クラブ活動等補助金が360万円、土地改良事業等補助金100万円、古文化会補助金50周年記念の政策補助金で91万円、統計協会補助が40万円、婦人会補助金が26万円、文化協会補助金が18万円、靴下組合補助金が16万円、プラスチック組合で5万円という数字が予算書にそのとおり載っております。

①選挙の自由を奪う団体推薦は中止すべきことを明言して指導してもらいたい。およそ公的性格を持つ団体の根本にかかわる問題でございます。

②平岡町長の推薦候補が県内で唯一選挙違反事件として陣営から逮捕者を出した事態をどのように受けとめておられますか。

③年休を取得して選挙運動を行った社協臨時職員に対し、解雇権の乱用までして選挙運動を阻止しようとしたことと、町が補助金を出している各種団体が特定候補の推薦決定を行い選挙運動を行うことを容認することには論理的一貫性がありません。町長推薦の候補者であれば選挙運動は許すが、反対の立場であれば許さないという対応になっているのではありませんか。

大きな**3番目**でございます。大字中、あるいは大字笠で計画されている産業廃棄物の中間処理施設の建設問題について。

源開発株式会社が大字中や笠で産業廃棄物の中間処理施設を建設したいと隣地の同意を得ようとして住民の中で話題になっております。

①隣地の同意がない場合には産業廃棄物の中間処理施設は建設できないのではないかと。

②同社が今後名目を変更して同意不要の利用方法を選択した場合には、実態がどうなっているか他の自治体での同社の事例などを把握をして、周辺住民に迷惑が及ばないように事前の指導対応が重要だと考えるがどうか。大字笠では、露天駐車場との申請が出ておりますが、5本のコンテナを置いて廃棄物の仮置き場としているが、問題があるのではないかと。

③大字区長（役員会）の皆様との協議はどのように進めているのか。また、今後どのように進めるのかお示しをお願いします。

大きな**4番目**でございます。第4次総合計画策定に関する件でございます。これは、同時並行して議会に関連資料を提供していただくように求めます。

また、会議の傍聴をしたいので、いつ会議を開催されるのか明示してください。

②平成18年12月に、第3次行政改革大綱で住民との協働による町政の推進を決定しています。4年5カ月の経過の中で、この課題についてどこまで進んだのか。解決しなければならない課題は何であるのかなど、資料の添付もないまま設問を設けるのは不親切であるだけでなく、回答者が正確に回答できなくなる懸念があります。アンケート結果が直ちに住民の正当な声にならないのではないかと。結果の生数字については慎重な取り扱いを

求めます。

③町で課題となっていることについてお尋ねしますという問い10の項では、中学校給食、大規模商業施設の誘致、広陵町の自治体の規模、地域公共交通、減災害、幼稚園・保育園の統廃合、小児科・産科の必要性の7項目が掲載されているが、いずれも議会で議論し、中には既に結論を出しているテーマもあります。例えば、幼稚園・保育園の統廃合については、ことし3月議会、通告書には間違っって昨年12月議会と書いてありますが、訂正をお願いします。ことし3月議会で意見書を採択し、公的責任を後退させるこの方針には反対であることを確認しております。今後どのように取り扱うのでしょうか。

大きな5番目でございます。介護保険の認定について。

母が家の中で転倒、骨折し、国保中央病院でお世話になっております。6月2日介護保険の認定調査を受け、私が立会人を務め、現在結果待ちの状態です。

①女性の認定調査には女性が担当するようにできないか。調査項目には、調査員が体に触れざるを得ない項目もあり、配慮が必要だと思います。

②既往症の調査では、夫の急死でメンタル不全を起こしており、通院継続中の骨折事故であることを説明したが、御主人はどうされていますかと、同じ質問がありました。母には一番触れてほしくない質問です。今回の骨折も原因をさかのぼると、夫の急死を受け入れられないことが体調不良の原因になっており、事前に詳細な書面調査があれば防げたのではないかと感じております。

③ベッドに寝ていて起き上がれるかという質問。ベッドに座っていて立ち上がれるかという調査がありました。ベッドの腰から上のシートを斜めに起き上がらせて両手を手すりをつかんで起き上がれるけれども、この動作を何度かすると腕が粘り肩が凝る状態になった。介添え者が手をつないで引っ張る、あるいは片手はつえを用いて、もう片方は手すりをつかんで立ち上がるという結果になりました。これはいずれもベッドから起き上がれる、ベッドから立ち上がれるとの認定になるのでしょうか。それともならないのでしょうか、お答えをお願いします。以上です。

平岡町長の1回目の答弁

ただいま、八尾議員から5項目について質問がございました。順を追って御説明を申し上げます。

まず1番でございます。地区計画導入に関する進捗状況。細部4項目について質問がございました。

地区計画導入に関する進捗状況と今後の方針でございます。申請物件が建築してはならない建物の吟味についての規制化は、要綱という形態で案を作成し検討しているところでございます。今しばらくお待ち願いたいと存じます。

次に、坂口議員発行の広陵フォーラムで、「グループホーム建設可」と報道された件ですが、消防自動車の件とともあわせて町として誤解のないように、わかりやすく出していた

だくよう申し入れをしております。

次に、申請済み4自治会との協議や今後の日程を明確にしてほしいとのことですが、まず最初に、馬見南3丁目地区につきましては、本年4月1日から建築物の制限に関する条例を施行させていただいております。

馬見南2丁目地区につきましては、5月7日に地区計画について、自治会役員と協議を行いました。また、6月11日には同自治会の建築協定区域内の住民の皆さんと地区計画について協議をしたところでございます。

馬見南4丁目地区につきましては、5月14日に地区計画の進捗状況について住民の皆さんに御報告申し上げます。

馬見北5丁目地区につきましては、計画案を協議中でございます。

また、みささぎ台地区につきましては、鋭意努力をしているところでございます。

町としましては、今後も十分議論をしながら、より多くの方が納得できる道を求めていきたいと考えております。

次に、この課題に関し体制強化が実行されていないとの御質問ですが、担当課内で協力体制を構築し、地区計画に対応できる職員の幅を広げ、また地区計画についての情報収集や研究の機会を拡充して適切に対応できるよういたしているところであります。

2番でございます。町が補助金や報酬を出している団体の選挙運動について、3点御質問をいただいております。

昨日、松浦議員にもお答えしたように、町が補助金を出している団体が選挙運動をすることにつきましては、禁止の規定はなく、制限できないものであると考えます。いかなる団体、個人であっても、それぞれ正しい選挙運動をお願いしたいと思います。

次に、先の奈良県議会議員の選挙において、選挙違反による逮捕者が出たことに、どのように受けとめているのかとの質問ですが、私は公職選挙法を正しく理解して選挙運動をしていただきたいと思います。

なお、議員が言われている社会福祉協議会の臨時職員に対し、私は選挙運動を阻止しておりません。社会福祉協議会の職員は公務員に準ずるものとして選挙運動を積極的に行ったことに対し批判が出たものであり、そのことにより上司が指導した結果であります。

町長推薦の候補者であるなしにかかわらず、公務員はもとより公務員に準ずる立場にあるものについては選挙運動を積極的にはしないと考えます。

3番目でございます。大字中で建設予定されている産業廃棄物の中間処理施設建設問題についてでございます。3点御質問をいただいております。

お尋ねの産業廃棄物中間処理施設の設置につきましては、設置者は県への事前相談の後、地元及び隣接地の同意を得た上で奈良県へ設置許可申請の事前協議を行うこととなっております。よって、地元及び隣地の同意がなければ許可は極めて難しいものと思われま。

次に、お尋ねのように、県への手続や隣地の同意が要らない土地利用される場合もあり得ると考えますが、本件、大字中地内における場合は地元大字におかれましても状況を注

視しておられ、町も相談をお受けしております。

また、同社が大字笠地内に設置している駐車場につきましては、設置以来、地元の人々からいろんな声が寄せられています。

お尋ねの大字区長や役員会との協議についてですが、中地内の件につきましては、本年1月に中区長から業者から地元同意について打診があった旨の相談があったことから、奈良県へも問い合わせを行いました。その時点では、県では具体的な協議を受けていないとのことでありました。

その後、数回にわたり、奈良県及び中区長へ状況の確認をさせていただきましたが、新たな情報はなく、3月24日に中区長と役員様方には一般的な申請手続についてのみ説明をさせていただきました。今後も、大字から相談があれば関係者を交えて協議いたします。

次、4番目でございます。第4次総合計画策定に関する件でございます。

答弁として、第4次総合計画策定の状況につきましては、4月に懇話会を開催し、策定方針やアンケート案の説明を行い、公募委員によるまちづくりの思いを拝聴いたしました。

また、5月に住民2,500名と中学3年生全員を対象にアンケート調査を実施し、現在はお答えいただいたアンケートの分析作業をしているところです。

懇話会委員は公募させていただいた方が12名と、今までになく多く御参画いただき、各分野の団体の長7名、知識経験者5名をあわせて24名となっています。議会からは議長にも参画いただいていることは御承知のことと存じます。

まさに、この第4次総合計画策定作業は、住民との協働による町政の推進であります。もちろん、会議につきましても、どなたでも傍聴していただけるよう配慮させていただいております。

アンケート調査につきましては、町の各分野の現状に関する満足度と重要度を探る設問を中心に構成し、新計画策定の住民の声とするとともに、住民満足度をどれだけ上昇させるのかを指標として設定することにも活用することとしております。

また、町で課題となっている項目の件ですが、今後の町政運営の参考として設定させていただいております。特に議員がおっしゃっている幼稚園・保育園の統廃合については、町民の意見を幅広く聞くため意見を求めているもので、その声を計画により具体的に反映させていただくものですので、御理解ください。

次、5番でございます。介護保険の認定について。認定調査について3点御質問をいただいております。

答弁でございますが、介護保険のサービスを利用する際は、要介護度の認定を行い、どれだけの介護サービスが必要となるかを判断することになります。

この要介護度の認定については御承知をいただいていることと存じますが、調査員が御自宅などに訪問し、心身の状態や日常の生活、家族、居住環境について聞き取りを行う認定調査と、かかりつけ医等に記載願う主治医意見書をもとにして、介護認定審査会において介護の手間のかかりぐあい、つまり、要介護認定が行われるものであります。

お尋ねの認定調査を行う調査員については、これまでも御本人や御家族から男女別の申し出がございましたら、その都度対応させていただき、でき得る限り配慮させていただいているところであります。

次の御質問であります。先に申し上げましたとおり、訪問調査における調査内容は、御本人及び介護者である御家族から聞き取りを行うこととされており、心身の状態や家族環境など、プライベートな内容にまで及ぶこともあるため、個々の状況や質問内容によっては御指摘のように気分を害されるような場合もあるやもしれません。

そのため、申請書に調査に関して何か伝えておきたいことを記入する欄を設け、調査員にはその旨十分留意するよう伝えるなどの対応を行っております。

個別の事情について、限られた時間で聞き取りとなるため、制度で定められた調査方法ではすべての要望をお受けできない場合もございますが、御家族からの情報をいただきながら、今後も善処すべく進めてまいります。どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

最後に、調査項目のうち起き上がり立ち上りの選択に関する詳細の事項であります。対象者の個々個別の状態により判断し、最終的に介護認定審査会において審査・判定されるものであって、御質問の内容だけでは判断いたしかねる要因もありますが、認定調査の基準を申し上げます。

まず、起き上がりについては、身体の上に布団等を掛けず、ベッドをフラットにして寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかを評価するものであり、何もつかまらぬで自力で起き上がる、または習慣的に手やひじをつきながら起き上がる場合は、「つかまらぬでできる」。そして、ベッドさくやサイドレールなど何かにつかまれば自分で起き上がる場合は「何かにつかまればできる」。そして、介助なしでは自分で起き上がることはできない場合は「できない」といったように、調査項目ごとに選択肢の判断基準があります。

立ち上がりについても、いすやベッドに座った状態から何もつかまらぬで立ち上がる場合は「つかまらぬでできる」。ベッドさくや手すりなど、何かにつかまれば立ち上がる場合は「何かにつかまればできる」。そして、自分では全く立ち上がることはできない場合や介護者の手で引き上げるなど、介護がないとできない場合は「できない」と評価されることになるのです。

なお、日によってできたりできなかつたりする場合には、調査員の単一の状況ではなく、その頻度により判断することとされておりますので、調査員が記載する特記事項に頻度や能力を勘案した旨の詳細を記載して介護認定審査会において適切な審査・判定の基礎資料となるよう対応させていただいております。以上のとおりでございます。

八尾2回目の質問

答弁ありがとうございました。

最初の地区計画であります。条例に、今回、馬見南3丁目の具体的な中身が盛り込まれました。次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならないということで、一戸建て住宅と兼用住宅及び全各号の建築物に附属するものということできちんと定めがなされております。

その上で、もしこれに載らないものが町長の側で都市環境に配慮して、これは一度考えてみなければいかんという場合の例外的な処置については都市計画審議会での同意を得ると。あるいは、3月の議会答弁では地元自治会の了解を得るということ为前提にした規則を定めるので、それで運用してほしいということですから、そのようにニュースで明らかにされればよいこととございますので、誤解のないようにということとを具体的にそのように確認をしておきたいと思っております。

次に、南3丁目以外のところがなかなか進まないということでの話題でございます。馬見南4丁目自治会では、5月14日に町長以下幹部の皆さんおいでになって話し合いがなされたということで私もお聞きしております。

また、南4丁目では、住民から出された案はあるんだけど、町原案の作成まで至っていないと。現状Aゾーン、Bゾーンというふうに分かれておりまして、Aゾーンは住宅地ですが、Bゾーンのところの所有者からは資産価値が落ちるのではないかと、こういうことのお話があるということですが、現状のままで可能な住民の案にしているのに、どうして話を進めてもらえないのだろうかというようなやりとりの中で、町も幾らか考えるところを言っているように思っています。

これは、もう議会で議論することも大事なんですが、地元の自治会と十分に調整をしていただくということが大事であろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

南2丁目につきましては、特に心配される事象もないので、手続が始まればうまくいくんじゃないかと、こんなお話もありますので、そうすると、結局、町原案まで示しながらかなかなか進まないという、この地区計画の制度を導入するきっかけになっている馬見北5丁目のことがどうしても焦点になろうかと思っております。

昨年7月に、15名の町原案に対する反対の要望書が出されたということ、町長も副町長も部長も大層気にされております。賛成者がふえる方向での調整ということで努力をしていただいている点は私も理解をしておりますが、ところが、その要望書の中を見ますと、アパートを引き続き建てられるようにしてほしいとか、問題になっている上田部奥鳥井線ですね、竹取の丘という施設に接している20メートル道路ですが、馬見北5丁目の接道部分の北半分のところについては別扱いにしてもらいたいということで、税金が高いのではないかと。ところが調べてみると、そこだけじゃない馬見北5丁目以外には同じ税金になっているところがあります。

それから、町原案では賃貸を認めていないんだと、だから反対なんだとありますが、賃貸は町原案で認められております。

それから、お店についても、そこに、現地に一戸建てを建てていただいて住宅の半分以

下で、かつ50平米以内の小さなお店なら可能だというふうにしてあるわけで、そのことを十分に認識をしていただいてやりとりをすれば、私は話が前に進んでいくのではないかと。

その中で持ち出されているのが、実は反対している15名の代表者と自治会の代表者、同人数で話し合いをしてくださいと、こんなようなことを言われるので、それはどなたですかとお尋ねすると、個人情報なのでお名前は明らかにできませんという、こういうことなんです。私が前から言うてるのは、名前も明らかにできない方と会え言うんですかと。

それから、実際に賛成がたくさんあるのに、反対の方がそれだけあるからというので、同じ人数でこっそり会うんですかというようなことを自治会で議論しまして、せんだって10日の日に役場に自治会の代表者が寄せていただいて、そのときに南4丁目でされたのと同様に、3年6カ月もたちながら前に進まない馬見北5丁目のことについては、町長以下来ていただいて、なぜ時間がかかっておるのか、今後どういうふうにしようと思っているのかということを知る住民にわかるように説明をしていただきたいと、こういう要望をしたところでございます。期限は1週間以内だから17日まであるんですけど、来ていただけるとはでしょうか、ちょっとそれは明確にお答え願いたいと思います。

吉村部長の2回目の答弁

四つの自治会の進捗、あるいは状況についてお述べをいただきました。一番最後、北5丁目についてお述べをいただきました件についてお答えをしたいと思います。

同じ人数で話し合いをしてほしいということではなしに、自治会の役員さんと反対者の15名の中の代表者の方がひざをつき合わせて本音の議論をしていただく場をお持ちをいただきたいというのが私どもの本意でございます。どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

それと、南4丁目に説明に出向いたと。北5丁目にも出向いてほしいという要請は受けました。同じ取り扱いをするのが本来でございますけれども、北5丁目につきましては、いまだ町としての代替案といいますか、解決案というものを持ち合わせておらない状況でございますので、今しばらく時間をちょうだいしたいと思います。以上です。

八尾3回目の質問

拒否してるわけじゃないんです。時間を欲しいという意味ですね。うなずいておられますから、17日が期限ですので、自治会にちゃんと返事をしていただいて来ていただける日を設定をしていただきたいというふうに思っております。

それから、申請したのは平成19年12月でございます。3年6カ月たちました。そのときに、賛成者、反対者ということで、まず最初に自治会の内部でアンケート調査をしたわけですが、それ以降、勘定してみましたら10軒ほど新しい家がふえております。皆、一戸建てでございます。

せんだって、私のところに問い合わせがありまして、その問題になっている上田部奥鳥井線の接道部分で一戸建てを建てたいんだけど、お店もしたいと。どのような規制がありますかというお問い合わせがありましたので、先ほどの町原案を説明をいたしまして、わかりましたと、ぜひその方向で調整をしますと、こういうことでございます。

今、北5丁目では業者の方、不動産を扱ってる方が区域内に入ってくると住民は大体後をつけまして、どこをどういうふうに、何を建てられるんでしょうかと一々気にして心配をしております。私の近所も最近売りに出してチラシが出ましたら、建築条件なしと書いてあるんですよ、建築条件なし。何建ててもいいというふうに思われたら困るなど思いましたが、たまたま来ておられた不動産業の方は、いや、一戸建て建てると仕入れをしたいと思いますんですけど。条件つきで、我が社のほうで注文してもらったら建てられるように考えてるんで調整したいと、そんなお話です。

お隣の6丁目にありましたお好み焼きやさんのところに5軒の家を建てる件についても、5丁目でも話題になっています。お隣の丁目まで行って、ここ何が建つんでしょうかって毎日気を遣ってるわけです。常にそういう平常心でおれないわけですよ。いつも緊張を強いられるという、こういう関係になってるわけです。この状況は、やっぱりできるだけ早く取り除いていただきたいということをやっていただきたいんですけど。ちょっとその点についてお述べをいただきたいと思います。

吉村部長 3 回目の答弁

地元自治会を初め、皆様方にそういう御心配をいただいているのかなということを常に感じております。

ただ、現在の用途指定の中でできる建物というものが明確でございますので、御心配の範囲というものもおのずから狭まってくるのではないかな。賃貸住宅、それも連棟の賃貸住宅について神経をとがらせていただいているのが実態であるのかなという認識をしております。

今後、自治会の皆様方とも十分協議をしながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

八尾第 2 問目の質問の 2 回目の質問

なかなか進まないの困っておりますので、ぜひ力を入れて。

それで、体制補強しました言うからには、やっぱりその方が役割発揮していただいて、なるほど進んだなど、こういう実績も上げていただきたいというふうによりしくお願いしたいと思います。

二つ目に行きます。選挙の話であります。

細かな数字を挙げまして恐縮でございました。何か数字に誤りがあると指摘があるんじゃないかと冷や冷やしておりましたが、特にございませんので、それは間違いないことだ

と思います。

ここに、「乾浩之はこんなに大勢の方に支えられ頑張っています」というチラシがございます。「乾浩之さんを推薦します」というトップは広陵町長、平岡仁、とこう書いてあります。それで、今ここに述べた団体名ずらっと書いてあるんです。

今回、補助団体だからといって選挙運動は禁止されてないんですよと、こんなお話でございました。そのことを答弁を受けてお尋ねをいたします。

例えば、大字自治会に対して選挙公報の配布を委託をしておられると思います、選挙公報。選挙当日の2日前までには配れと、こういうふうになっているわけです。例えば自治会に対して、これ配ってくださいやと。そこの自治会でAという候補者を推薦を決定したということになりますね。そうすると、役員さんはその決定に従ってAという方をお願いしますよということを周りの方に言う関係になるわけです。

そうすると、選挙公報を配っている人に対して、選挙公報届きましたから、その中の3人さんは余り関心持たないで、お一人だけ関心持っていて選んでくださいやと、こういうことを、この話の中で言わざるを得ない関係になりますね。これ、まずいんじゃないかと私は思っているわけです。それが本当にできるのかどうか。

それから、私の手元に今、全国町村議会議長会の編集した選挙運動早わかりというのがあります。この中にこの問題、どういうふうに取り上げているか。

地位利用による選挙運動についての事例。「市町村長が次の行為をする場合には、地位利用による選挙運動に該当する」とありまして、補助金、交付金などの交付、融資のあっせん、物資の払い下げ、契約の締結、事業の実施、許可・認可・検査・監督等の職務権限に基づく影響力を利用して、外郭団体、関係団体、請負団体、関係者などに対して選挙運動をすることというのはやったらあきまへんど、とこう書いてあるわけです。

そのトップに、補助金を出している団体に対して、そういう選挙運動やったら駄目ですよというふうに書いてあるわけです。

町長は、特定候補を推薦されて、名前も出されて、それでいろいろな団体と一緒に書いておられるわけです。これはどう説明されますか。

山村副町長の2回目の質問

地位利用の定義をおっしゃったわけでございます。確かに公職選挙法には補助金をもって、あるいは契約、その他もろもろの行為をもって選挙運動をすることは地位利用に当たるということになるわけでございますが、これは、例えば補助金を増額するから私を応援しなさいと、こうやると完全に地位利用でございますので、地位利用の定義というのはそのようなものと御理解をいただきたいと思っております。

例えば、私も選挙運動できるわけでございますが、職員に選挙運動すると地位利用に当たります。町長も同じでございますが、立場、身分関係がございますので、人事権を持っているものが職員に選挙運動を仕掛けることは、これは地位利用に当たる。そういうふう

に公職選挙法で定義をされております。

消防団員につきましてもここで述べていただいておりますが、消防団員も個々には選挙運動はできるわけですが、消防団長が消防団員に対してだれに投票せよということは地位利用に当たるということになるわけですが、自分が個人の候補者を応援するというのは自由でありますし、また自分自身が、消防団員みずから立候補されるということも、これもできますので、立候補者になられますと、自分に投票してくださいという選挙運動も自由であります。

地位利用というのは、そのように立場を利用してするというのが地位利用に当たるということで御理解いただきたいと思っております。

八尾 3 回目の質問

認識が相当に違っていますので、これは私研究して、引き続き追及することにします。

それと、もう一つ申し上げたいのは、じゃあ、自治会で推薦を決めましたという場合に、それと違う候補者を応援する方も理屈の上で当然ありますよね。全員が一致して決めるということはないわけです。その人が非常に立場を悪くしますね。やりにくくなりますよ。

もともと親睦と交流を目指して、また地域で仲よく暮らそうと、いいまちにしたいと思って自治会の活動をしておられる方々のところに、特定の候補だとか特定の政党の推薦を決めるなどということをもしやったらね、それは亀裂を生むということになりませんか。何で、立場は違うけれども、おれとおまえは立場は違うけれども、意見は違うけれども、いいまちにしたいということで自治会で一緒にやろうやないかと。選挙のときはそれぞれ応援するのは別やと、結構や、やってもうたら結構やと。今、私が言ってるのは団体推薦をやめてくれて言ってるわけですよ。

それも、その団体には町の補助金が渡ってるわけです。こういう問題について、これで本当にいいと思うのかどうか。私、申しわけないけど、前任の共産党の議員に尋ねましたら、そんなこと言うところのかいと。議会でそんなこと聞いたことない、初めてやぞというふうに言っていました。

だから、事実がもう紛れもない事実になってしまったので、否定しようがないので、今度はその事実に基づいて次の話をせざるを得なくなったのではないかと逆に心配していますが、もうそういうことはやめにしませんか。

山村副町長 3 回目の答弁

町長が 1 回目の答弁でお答えしたように、団体の自主的な活動ということでございますので、そこまで制約はできない。公職選挙法という法律がございますが、この公職選挙法に違反して行動をされますと選挙違反で逮捕されるということになりますので、そのあたりは十分心得て各団体とも議論していただいているものというふうに思います。

補助金をもって、補助金を支出しているからといって、その行為を制止するということ

は無理かと思いますので、よろしく願いいたします。

八尾3回目の質問の2回目の質問

見解が異なりますので、よく研究してさらに追及をしたいと思えます。

次の質問に移ります。大字中と大字笠のことについて、産業廃棄物の中間処理施設のことについて質問をいたしました。

私が心配しておりますのは、最初、大字中の隣地の方に同意を求めにいかれたようです。ただ、同意できないということがあって、その業者さんは笠のほうで了解が得られそうなのでそちらのほうで考えたいんだと、こんな返事だということでした。私、慌てて御近所なんかで聞きましたら、その御近所の方知らなかったです。

それで、農業委員会に行きまして、その笠の会社がどんな土地利用にしたいという申請があるのかと聞きましたら、露店の駐車場というふうになっております。ところが、現地には見てわかるとおり、コンテナが5本置いてありまして、廃棄物をそこに仮置きしておるわけです。お隣さん、何と言ってはるかいったら、カラスが飛んできて、くわえて我が家の土地に落とすんですって。困ったので、役場の関係のところ、保健衛生課だと思えますが、苦情に行ったら、早速来てもらってやりとりがあったと。

こんなひどいことになってるんで、何とか善処してもらいたいというふうに言ったら、そのときには、この程度のことだったら受け入れられたらどうですかというお話があって、非常に心外であったと、こういうふうに言っておられました。

法律に違反しないのであれば何をしてもいいという立場の方もありますけどね、ありますけど、大字中の場合には、ここ準工業地帯ですから、工場を設置するということについても可能だというふうになってるけど、隣地を大体考えてもらいたいんですね。

商工会の会長の東会長のところの会社でしょう。食品のプラスチック製造してる会社ですよ。それから、井上源太郎商店さんといって、段ボールやってる会社の隣地なんですって。目の前には牛乳屋さんもあるんですね。衛生上の問題っていうのは非常に神経使う業界がそこに、言ってみればかたまってるんです。

実際に、今、中のほうにはコンテナ二つ置いてあるんですが、中にごみはまだないんです。だけど、コンテナがでんと置いてあるわけです。今からわしらやりませと宣言されるように私思いました。

だから、心配してるのは、被害が起きたら、被害があるから町が入ることじゃなくて、被害が発生する前に、この業界なかなか難しい業界だという認識が私もありますので、よその地でどんなふうになってるのか、地元の方と円満にやってるのかどうかきちんと調べて、間違いのないように指導してもらいたいということを申し上げているわけです。

直接関係ありませんが、この源開発という会社ですが、昨年9月18日に五位堂駅前の店に爆発物が仕掛けられたというので報道されております。その25時間後には、南京でも同様の産業廃棄物の会社に爆発物が仕掛けられたというので香芝警察が調べておりま

す。私、解決しましたかというて香芝警察に聞きにいったら、いやまだ未解決なので情報をもしお持ちならもらいたいと、こういうお話でした。直接私関係あると思いませんよ、けれども、非常になかなか道理の通りにくい業界ではないのかと心配をするわけです。

だから、通常の役場の体制以外のところできちんと住民の利益に反しないように、住民の皆さんとちゃんと和んでいただくように、今だったら開発指導要綱について、これまでだったら法律ではないのでそんなの守る必要がないんだというふうに言っている方もあるわけだから、これを例えば条例にして、住民合意のまちづくりということを、今度はこの準工業地帯、いろんな地域ありますけれども、そんなことも考えてもらいたいと、こんなふうに思ってるんですけど、検討していただけますか。

山村副町長の2回目の答弁

議員御心配いただいていることは、町としても地域に迷惑をかけるような行為をしていただくと、やはり住民の皆さんに日常生活に支障が出るということになりますので、そういった行為のないようにしていただくというのがまず第一でございます。

業として行われている源開発さんの会社そのものは、本当に適正にやっていただいているものとは思いますが、いろいろ問題がほかで起こっているということも承知もいたしております。

ただ、こういったたぐいの事業については地元の同意が前提で県も許可をされるということになります。最終的に、地元の同意が絶対条件というわけではありませんが、全く申請が適正であるのに、地元から変な要求を突きつけられて同意をしないという場合は県は許可する場合もあるんですが、基本的には地元同意が優先されておりますので、事業計画、今、どんな内容でされるのか全く町としても把握できておりませんので、コメントのしようがないというのが現状でございます。

ただ、不安が先行してるというのが地元の現状であろうかと思っておりますので、町としてもよく見きわめて、地元とも連携をとりながら進めていきたいというふうに思います。

八尾3回目の質問

地元の方との関係ですけれども、大字から相談があれば関係者を交えて協議いたしますと、待ちの姿勢を、待ちの姿勢というのは待ってるということですよ、待ちの姿勢を示されたわけですが、私はむしろこういう問題について町が素早く対応して、なるほどなど、こういう危険が迫ってる私らにはちょっと気がつかなかったけど、町が情報を入れて素早く対応することによって、そういう御近所さんに迷惑のかからんように段取りしてくれたんやなということが喜びをもって迎え入れられるように、むしろ町のほうから大字に声掛けていただいて、やりとりした方がやさしいんじゃないんですか。後になってこじれていろいろ問題が起きるんだと、こういう中でどうなってるんやというように不信感を持たれるよりも、町の側から声掛けて大字と協議すると、こういう姿勢はどうでしょうか。

山村副町長 3 回目の答弁

非常に微妙な問題でありまして、事業そのものがそのことによって、町が先に動くことによって事業者側から訴えられるという部分もやっぱり心配しなければならないところがございますので、慎重に進めたいと思います。

八尾 4 回目の質問の 2 回目の質問

慎重にということですが、ぜひ適確に対応をいただきたいなというふうに思っております。

第4次総合計画の策定の件に移ります。これがアンケート調査用紙であります。私、御近所の方から御相談を受けまして、設問書いてあるんだけど書きにくいと。この件、どういうふうになってるんですか、議員知ってたら教えてくださいというんで説明をしました。

どう書くかはそちらで書いてくださいよと、私、こう書けなんて言うつもりありまへんでって言いましたですけどね。

それぞれの項目について、今の町政がどのような到達点になっているのかという参考になる資料ぐらいつけてもらわないと、客観的な判断にならないんじゃないかというふうに思っているわけです。

幼保一元化のことについてちょっとコメントはしましたが、例えば公共交通の件についてこんなになってますね。

広陵町は交通の便が悪いと言われていますが、あなたは町の運営で地域公共交通、路線バスを設けるべきと思われますか。1. 設けるべき、2. 必要ない、3. わからない、4. その他で終わってるわけです。

このことについては、昨年9回に及んで地域懇談会というのを開催をして、その中身をちゃんと全町民にお知らせをすると同時に、全住民に対するアンケートというのを約束されて、それを後になってから混乱するからやめとこというふうに態度を変更されたという経過があるわけです。

だから、そういう点でいいますと、生の数字はどういうふうに出てくるかわかりませんが、お金がかかるんだったらやめときなんて言う人が多かった場合、やめるんですかということにならんとも限らんなということに心配をするわけです。

そういう意味で、政策を立案する段階から住民に参加を求めるという、そういう原則を決めておられるわけだから、ホームページにアップを検討したいっていまだにアップしてませんが、ちゃんとアップしていただくと同時に、きちんとそこらあたりやってもらわないとあかんのではないかということに思っております。

そういう意味で、この懇談会の中身が本当に住民の意見や感覚に合ったもののようにするために、このアンケートだけじゃなくて、それ以外のことでどういう努力をしようと思っておられるのかお尋ねします。

坂口部長の2回目の答弁

今のアンケートにつきまして、一応二つ、2,500人と中学生全員についてとらせていただきました。

特に最後のほうで言われております、町の課題となっていることについてのお尋ねについては、近々のことでどういうことでこういう課題になっているかということでお聞きしているものでありまして、総合計画全体といたしましては、初めにあります問いのほうからの9までのことでお聞きしているわけでございます。

そして、ちょうど回収をただいましております、これ統計をとらせていただいております、結果が7月下旬等に出てくるのではないかとということでございます。

回収率につきましても、今のところ40%前後であるということでございます。

それと、まず4月の懇話会をさせていただきました。懇話会につきまして一般公募の方、当初は三、四名のはずで公募をさせていただきましたけれども、多くの12名の方から応募いただきましたので、これであればすべての方から聞こうということで、懇話会、その日に一人ずつの意見をすべて発表していただき、あと、策定委員で参画していただいております団体の代表の方、また知識経験者の方々には、その皆様方の意見というものをまず第1回目はこういう意見、こういう案を持っておられるということをお聞きするということでの懇話会第1回目を開かせていただいておりますのが現状でございます。

今後は、まず役場若手職員内におきましても策定プロジェクトチームというのをもう早く、2月から策定して、いろいろな課題というものをまず突き合わせをさせていただいております。それらを今度、策定委員会の中で御審議またしていただいて、そしてできましたら12月、または3月議会等において議決をいただけるように。

ただ、今回の法律の改正によりまして、それは議決は要らないというような形にはなったようでございますが、それとはまた別に、議会等にこのようなことでなりましたということで議決を求めていくよう努力していきたいと思っております。

八尾3回目の質問

枠を広げていただいたことは歓迎すべきことかと思えます。

私は、それにあわせて、各団体の代表の方がそのメンバーになっておられると思います。代表の方がみずからの個人的な見解を述べるだけじゃなくて、それぞれの団体において役員会なりいろいろな協議会を開いていただいたときに、テーマになっていることについて皆さんどう思われますかと、私が懇話会に出席するに当たって皆さんの意見をぜひ反映させたいので、ぜひ話を聞かせてもらいたいということがないと、その懇話会は本当に住民の立場というか、意見を反映したものにならないんじゃないかと。

これまで、役員の方が個人的見解述べられる方多いですね。その点の改善はされますか。

坂口部長の3回目の答弁

当然、役員、団体の長の方ですので、おっしゃられる意識で参画していただいているものと思っております。

八尾5回目の質問の2回目の質問

今、坂口部長の答弁は甚だ疑問であります。信用は、私いたしておりません。ぜひ、会員の皆さんの意見を出していただくようお願いしたいと思います。

次の5番目、最後行きます。個人的な事情をるる言ってしまうと恥ずかしい面もありますが、先ほどの答弁は、女性の調査員を要望するんだったら、あんた先に書いときなさいよと、後からそんな文句言いなさんなど、こういうふう聞こえました。確かに手ばかりがあったと思います。母親に男性の調査員だと言ったら、実は怒られました。

いうことなんで、女性の方、希望されますかということ申し込むときに一言聞いてもらったらうれしいなということは思っております。

母とはこれまで、本人は介護保険料を払い続けてきて、介護保険の制度を一回も利用しなかったわけですが、それが一番よかったねと、お母ちゃん、よかったなど。

だけど、今回こういうことになったんやから、ある制度をちゃんと利用させてもらおなと。で、利用して不都合なところは言うてやと、いろんな方からわしも聞いとるから、いい制度にしたいと思うからぜひ教えてやと、こんなことを思っております。

そういうときに心配になりましたのが、先日の5月27日の衆議院厚生労働委員会での介護保険法の改定案が可決された件でございます。

これは、簡単に言いますと、介護予防日常生活支援総合事業というのは、要支援と認定された高齢者の保険給付を人員サービス利用、利用料などすべて市町村任せのサービスに置きかえると。要するに、軽い人たちを介護保険でとらまえるのじゃなくて、軽いほうのところを自治体でやってちょうだいというて切るんですね。切っちゃうんですよ。

だから、これ、できる自治体とそうじゃない自治体があって、こういうことは私ちょっと許せないというふうに思ってるわけです。賛成したのが民主党、自民党、公明党、みんなの党であります。政党で言えばね。

介護に対する要望がこれからどんどん強くなる中で、軽いうちにやっぱり制度が利用できて、それで進行をおくらせるということだって必要になってくると思うんですけども、国がこんな方針で臨まれることについて、どういうふうに見解をお持ちかお尋ねします。

竹村福祉部長の2回目の答弁

当初御質問いただいた件につきましては、町長お答えしましたとおり御理解いただきましてありがとうございます。

今後とも、申請の際、特記していただく部分につきまして十分にお聞きした上できめ細かな対応をさせていただきたいと思っております。

それから、今後の改正等につきましてでございます。確かに介護保険、御利用いただか

なければならぬ状況になりましたら御利用いただくというのは御利用いただきやすい形でサービス提供するというのは当たり前の話でございます。

それから、御利用いただかなければならぬまでに介護予防ということも現在力を入れさせていただいているところございまして、お互い元気に長生きをしていただくと、そういうことが介護保険の目的でもあろうと思います。

今後の改正等につきましては、今ちょっと手元にその辺の資料も持ち合わせておりませんので詳しいことはお答えはできかねますけれども、十分に国の制度も理解をしながら適正な運営に努めてまいりたいと、そのように考えます。よろしく申し上げます。

議長

以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。

しばらく休憩いたします。